

中播磨地域づくり活動応援事業

～ 令和8年度ご案内～

さまざまな地域団体が参画と協働のもと、地域の課題解決や地域の活性化（パワーアップ）を図ることを目的に、平成15年度から支援を行っています。

令和8年度も、地域活動のより一層の充実をめざして、「地域づくり活動応援事業」を実施します。

※当事業は、兵庫県議会において「令和8年度当初予算案」が議決され、令和8年度中播磨県民センター地域躍動推進費補助金交付要綱が決定されることが前提となります。

◆募集期間◆ 4月1日(水)～4月22日(水)17時必着



対象事業

地域団体が他団体・企業・学校等と協働し、地域の課題解決や地域の活性化を図る事業で、次の内容に当てはまり、令和8年4月1日以降に着手し、同年7月1日から令和9年3月10日までに完了する事業

※「協働」とは、主体的に事業の計画や運営をともに行うことです。

※令和8年6月30日までに事業完了する場合は対象外になります。

<一般枠>

下記特別枠に該当しない地域の課題解決や地域の活性化を図る取組

(例)・地域の人が地域外の人と交流等を行う取組

- ・省エネ活動、緑化・自然保護活動など、地域住民・団体による環境配慮・環境保全への取組
- ・子育てに関する交流など、子育て家庭を応援する取組 等

<特別枠>

①「銀の馬車道」魅力UP事業（銀馬車枠）

日本遺産に認定された「銀の馬車道」を題材とし、地域の活性化につながる取組

②SDGs・ウェルビーイング推進事業（SDGs・ウェルビーイング枠）

SDGsの理念である誰一人取り残さない地域社会の実現や、個人や社会のウェルビーイングの実現に向けた取組

③次代への継承推進事業（次代への継承枠）

中播磨地域で育まれてきた伝統文化を次代に継承する取組

対象外事業

・同じ事業内容に対し、国、兵庫県（兵庫県の関係団体及び外郭団体を含む）から他の補助金を受ける事業や行政機関等からの受託事業

※上記以外の補助金を利用する場合は、事業区分を明確にすること

- ・趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求、営利・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する活動など事業目的にそぐわない事業
- ・団体や個人が使用する物品購入等を主目的とする事業
- ・地域の祭りなど従来から行われている行事

※過去に当事業で補助実績のある事業と同一とみなされる事業について、補助対象事業として認める期間は、補助初年度から起算して継続した3年度以内とします。なお、当条件は令和5年度実績から適用します。

(例) 令和5年度に採択されていた場合、令和7年度まで申込み可。令和8年度からは申込み不可。

【同一とみなす事業例】

- ①事業名称が同一の場合
- ②事業の実施内容の全部が同一の場合
- ③事業を承継した場合も含め、申請者が異なるが、上記①、②に該当する場合

※同一事業になるかご不明な場合、申込書を作成のうえお問い合わせください

対象団体

中播磨地域で活動している地域団体

※1つの団体が申請できるのは1事業に限ります。

※地域団体とは・・・

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会、実行委員会、消費者団体、いずみ会、ボーイスカウト・ガールスカウト・その他の青少年団体などで、次の要件を満たすことが必要です。

- ・中播磨地域の中の、一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ・活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ・活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能であること。

※なお、本事業に補助団体として採択された場合は、「中播磨地域ビジョン2050」で掲げる将来像の実現に向けた活動を行う団体である「中播磨地域ビジョン推進チーム」として登録させていただきます。

補助金額・対象経費等

①補助金額

5万円以上30万円以内（万円単位）※下記の基本額＋加算額で算出（上限30万円）

基本額：【一般枠】：20万円以内
【特別枠】：25万円以内

加算額：一般枠は10万円まで、特別枠は5万円まで加算可能

ア 若者参画加算：上限5万円

若者（30歳未満）が主体的に事業に参画する場合、若者1人につき1万円、上限5万円（5人）を加算

イ 広域実施加算：定額5万円

中播磨管内の2つ以上の市町で事業を実施する場合、5万円を加算

※実際の補助金額は、「基本額＋加算額で算出した額（上限30万円）」と「補助対象経費（1万円未満切り捨て）」と「補助金内示額」を比較して、最も少ない方の額となります。また、その額が5万円未満の場合は、補助対象になりません。

※自己財源を確保してください。

※審査の結果、不採択・補助金額の減額となる場合がありますので、ご了承ください。

②補助対象経費

申込事業に直接必要な経費で、中播磨地域づくり活動応援事業の補助対象経費として定められている経費。詳細は別表を参照してください。

※必ず領収書（写）の提出が必要です。

申込方法

①提出方法（予約要）

- ・事前に電話で予約の上、②の申込書類一式を中播磨県民センターに持参してください。内容について、確認させていただきます。

②申込書類

- ・申込書
- ・申込団体及び協働団体の規約、会員名簿
- ・事業着手届（4月1日～6月30日に事業着手（開始）する場合のみ）



申込書類は HP (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/chk12/08chiikidukuri.html>) よりダウンロードしてください。

申込書類に必要事項を記入の上、中播磨絶対県民センター県民躍動室県民課まで提出してください。

※令和8年度の申込書類以外の書類は受付できません（令和8年度 様式の変更があります）

審査及び補助金交付決定

①地域づくり活動支援委員会（公開審査）の開催【5月下旬予定】

10万円を超える補助金の申込をした団体は、地域づくり活動支援委員会（日程は後日連絡します）に出席し、事業内容を説明していただきます。

※補助金額申請額が10万円以下の申込団体は、書面審査となり、支援委員会への出席は不要です。

【審査基準】次の点を基本に、審査を実施し、採択・不採択及び補助金額を決定します。

- ・地域の課題を的確に認識し、その課題解決につながる計画となっているか
- ・事業テーマに応じた効果が期待でき、他の地域団体のモデルとなるものか
- ・一過性の取組ではなく、継続性・発展性が見込まれるものか
- ・補助金が有効かつ適切に活用されているか

※審査の結果、不採択・補助金額の減額となる場合がありますので、ご了承ください。

②補助金額内示通知

③補助金交付申請

補助金額内示通知のあった金額で補助金交付申請をしていただきます。

※補助金申込時の内容と大幅な変更がある申請は認められません。

④補助金交付決定

※支援内容（補助金額等含む）について、中播磨県民センターホームページ等で公開します。

※補助金交付決定後、やむを得ず事業内容が変更となる場合は事前連絡が必要です。

※令和8年度中播磨県民センター地域躍動推進費補助金交付要綱に基づき交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法に基づき調査及び報告を徴する場合があります。

実績報告と補助金の支払い

①実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和9年3月15日までのいずれか早い日に実績報告書を提出して下さい。

②補助金の支払い

事業完了後、提出された実績報告書を確認のうえ、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められるときは、団体からの請求書に基づき、指定口座へ振り込みます。（1万円未満切り捨て）。

必要と認められる場合、補助決定額の2分の1以内の額(万円単位)で概算払いを行うことができます。

※提出された実績報告書（収支決算書及び領収書等を除く）は、中播磨県民センターのホームページにて公表いたしますのでご了承ください。

その他

①チラシ等への記載

補助事業で作成されたPR・広報物、事業成果物には「中播磨地域づくり活動応援事業による補助を受けていること」を必ず記載してください。

②後援名義

補助事業に関するイベント等において、「中播磨県民センター」の後援名義の使用を希望される場合は、別途事前に申請が必要になりますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ
資料請求
申込書類提出先



兵庫県中播磨県民センター 県民躍動室 県民課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 姫路総合庁舎
TEL:(079)281-6023 FAX:(079)281-3015

(別表) 補助対象経費等

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金 ※上限 15 万円、1 人上限 3 万円/日、1 団体上限 5 万円/日	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、研修会の講師や司会等の謝金(1 人(1 日)あたり上限 3 万円) 出演団体への謝礼(1 団体(1 日)あたり上限 5 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員・協働相手方への謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 講師等に対する旅費(※実費相当のみ) 講師等が自身の車を利用する場合は、1km=37 円以下で計算 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員・協働相手方の旅費(ガソリン代含)・宿泊料 講師・出演者等の宿泊料
印刷製本費 ※上限 15 万円	<ul style="list-style-type: none"> 事業の PR・広報物(チラシ、パンフレット、ポスター、冊子等)のコピー代や印刷製本費 事業成果物のコピー代や印刷製本費 看板、のぼり、横断幕の印刷費 パンフレットや会議等の配布物のコピー代や印刷製本費 ※印刷物のデザイン料は委託料	<ul style="list-style-type: none"> 左記のうち、中播磨県民センター地域づくり活動応援事業による補助金を受けている旨の記載のない事業の PR・広報物、事業成果物
通信費 ※上限 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> 郵券代(切手)、郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> 電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施のための資材購入費(消耗品、事務用品、材料等、事業実施に不可欠な書籍の購入費等) 熱中症対策等、特に必要と認められる飲料等 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、プリンター、事務机、椅子、書棚等、事業以外にも利用可能で汎用性が高く財産形成となる備品 5 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの 販売に供するための材料費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係るイベント保険、ボランティア保険 ※団体構成員や協働相手の保険を含む	<ul style="list-style-type: none"> 団体本来の運営にかかる年間保険料
使用料 ※バス借上げ料のみ上限 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> 施設、会議室、会場等使用料、 OA 機器、音響などの機器レンタル・リース料 バス借上げ料(事業参加者(引率・案内等の同乗団体スタッフ含む)の交通手段として借上げるバス代) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃料(各団体の所有・使用する事務所等にかかるものは対象外。ただし、事業実施のため他の施設等を継続的に使用する場合は対象)
委託料※補助対象経費の 1/2	<ul style="list-style-type: none"> 会場設営、警備、調査分析等にかかる業者委託料 事業に係るチラシ・HP 等のデザイン料等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業に直接関係のない、飲食・物品販売等にかかる会場設営、警備費用等
食材費 ※対象経費の 1/2 かつ上限 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料 	<ul style="list-style-type: none"> 販売目的の食材費(模擬店等)
広告費	新聞折り込み料、新聞・雑誌・インターネット等の広告スペース購入料等 ※デザインは委託料	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業と無関係の内容を一部でも含むものはすべて対象外
その他	<ul style="list-style-type: none"> 振込手数料、クレジット・電子マネー払に係る経費等(利用明細書等の写しの提出ほか、団体または団体構成員による支払である旨確認可能な場合のみ) その他、県民センター長が適当と認める経費 ※補助対象経費にかかる分のみ	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員・協働相手方の人件費 参加者に配布する飲食物、記念品、賞品・景品 会議・イベント等の飲食費 参加者へ配布する飲食物

※事業実施中の不慮の事故等に対する責任は負いかねますので、各団体において保険に加入されることをおすすめします。
 ※事業実施に関係する道路許可、営業許可、販売許可、その他保健衛生など必要な法手続きは各団体で行ってください。

その他対象外経費

- ①対象経費のうち、補助金額の上限を越える部分
- ②参加費・出店料等を取る事業は、その参加費等で賄える部分
- ③領収書の日付(クレジット払いの引き落とし日も含む)が**事業期間外**の場合
- ④施設入場料等、本人負担とすることが適当であるもの
- ⑤領収書がない、領収書の宛名や但し書き(品名等)の記載がない・必要記載事項(日付等)の不備のもの
- ⑥団体が行う**経常的、日常的な活動経費や維持運営費**(団体の総会費用など)
- ⑦**補助事業者自身、団体構成員、協働の相手方、協働の相手方の構成員に対する補助対象団体からの支出**
- ⑧インターネットサイトや販売店のポイント制度・電子マネーにより支払った場合のポイント利用分
- ⑨その他補助対象とすることが適切と認められない経費